

# 議 会 用 語 解 説

あ 行	
用 語	解 説
<p>委員会 (いいんかい)</p>	<p>議案やその他の議決事項は、本会議で決定されますが、本会議での審議を効率的に行うため、少人数の議員で構成する委員会を設け、議案などを専門的・能率的に審査しています。委員会には、本会議から付託された議案や請願を審査する『常任委員会』と、議会の円滑な運営を図るための『議会運営委員会』があります。また、必要に応じて設置される『特別委員会』があります。</p>
<p>委員会条例 (いいんかいじょうれい)</p>	<p>議会には、常任、議会運営、特別の委員会があります。これらの委員会の設置、委員の任期や定数、運営方法など委員会に関して必要な事項を定めた条例です。</p>
<p>委員長報告 (いいんちょうほうこく)</p>	<p>委員会は、付託を受けた議案や請願の審査を終えたとき、報告書を作成し委員長から議長に提出するとともに、委員長は本会議で審査の経過と結果の報告をします。調査を終えたときも同様です。また、審査や調査の中間段階で報告を行うこともあります。</p>
<p>意見書 (いけんしょ)</p>	<p>地方自治法の規定に基づき、議会は、市の公益に関することについて、国会や国の関係省庁などに対し、議会としての意思を意見としてまとめた文書を提出することができます。意見書の案は、議員または委員会が提出し、本会議でその可否を決めます。</p>
<p>一括議題 (いっかつぎだい)</p>	<p>一議案ずつ議題とするのではなく、議事の能率化を図るために関連する議案を一括して議題とすることです。</p>
<p>一般質問 (いっばんしつもん)</p>	<p>議員が執行部に対し広く市政に関する報告や説明を求めたり、疑問をただしたりすることをいいます。</p>

<b>演壇</b> (えんだん)	本会議において発言をする場所として設けられた壇のことをいいます。発言は、動議や再質問に対する答弁などの場合を除き、全て演壇で行われます。また、演壇に上がることを「登壇」といいます。
---------------------	--

か 行	
用 語	解 説
<b>開会</b> (かいかい)	市長の議会招集に応じて、定例会や臨時会の議会を開くことです。
<b>会期</b> (かいき)	議会が会議を行う期間のことで、開会日から閉会日までをいいます。会期の決定は、開会の後、本会議で議決します。
<b>開議</b> (かいぎ)	その日の会議を開くことです。
<b>会議規則</b> (かいぎきそく)	本会議の運営に関する一般的な手続及び内部規律等を定めた規則です。本会議・委員会の議事手続、議会で行う選挙、請願・陳情の扱い、議員の辞職、規律等を定めています。
<b>会議録署名議員</b> (かいぎろくしょめいぎいん)	本会議の次第を記録した公文書を会議録として作成しますが、これに、議長、副議長とともに署名する議員のことをいいます。各定例会・臨時会の開会日に、本会議で議長が2名の議員を指名します。
<b>会派</b> (かいは)	議会内で同じような考え方や意見を持って活動している議員が結成したグループのことをいいます。
<b>可決・否決</b> (かけつ・ひけつ)	議決のうち、条例案、予算案、契約締結議案、意見書案、決議案などの原案、修正案を可とするのを「可決」、否とするのを「否決」といいます。
<b>議案</b> (ぎあん)	議会の議決を経るために、市長、議員または委員会が議長に提出する案件のことで、条例案、予算案、決算認定議案をはじめ、契約締結議案、人事同意議案、専決処分承認議案などがあります。また、広い意味では、意見書案、決議案などを含む場合もあります。

<p style="text-align: center;"><b>議決</b> (ぎけつ)</p>	<p>議会で、議案などに対する可否（賛否）を決定することで、意思決定の内容により、次のような種類があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可決（否決）：『予算、条例、契約、意見書、決議、その他』に関する議案</li> <li>・認定（不認定）：『決算』に関する議案</li> <li>・承認（不承認）：『専決処分』に関する議案</li> <li>・同意（不同意）：『人事案件』に関する議案</li> <li>・採択（不採択）：『請願』</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>議会運営委員会</b> (ぎかいうんえいいんかい)</p>	<p>多数の議員で構成される議会を円滑、効率的に運営するため、条例で設置する委員会です。会期、議事日程、議案等の取扱い、質問の取扱いなどの議会の運営や会議規則、委員会条例等に関する事項などを協議、調査、審査します。</p>
<p style="text-align: center;"><b>議会の招集</b> (ぎかいのしょうしゅう)</p>	<p>議会を開くために、議員に参集することを求める行為で、市長の権限となっていますが、議長または議員から市長に対して、議会の招集を請求することができます。</p>
<p style="text-align: center;"><b>議事日程</b> (ぎじにってい)</p>	<p>本会議の日ごとに、開議の日時、会議に付する事件及び順序等を記載した会議の進行表のことです。議長が作成し全議員に配布します。</p>
<p style="text-align: center;"><b>議場</b> (ぎじょう)</p>	<p>本会議場のことです。議長席、議席、演壇、事務局長席、執行部席、事務局職員席がその範囲で、傍聴席は含みません。</p>
<p style="text-align: center;"><b>議席</b> (ぎせき)</p>	<p>本会議で議員が着席する場所を指します。議席には、番号と氏名標を付けています。</p>
<p style="text-align: center;"><b>議題</b> (ぎだい)</p>	<p>会議の対象となる案件のことですが、実際の運用では、議決の対象となるもの（議案）に限らず、選挙、委員長報告なども含めて、議題と呼んでいます。</p>
<p style="text-align: center;"><b>議長</b> (ぎちょう)</p>	<p>議長は、議会活動の主宰者であり、議会の代表者です。本会議で、議員の中から選挙します。</p>
<p style="text-align: center;"><b>休会</b> (きゅうかい)</p>	<p>会期中、1日単位で本会議の活動を休止することです。休日のほか委員会開催など、議事の都合やその他必要があるときは、議決によって休会とすることができます。</p>

休憩 (きゅうけい)	会議を途中で一定時間中断することをいい、議長は、休息、食事、委員会の開催、議事の準備などのために、適宜休憩を宣告することができます。
挙手 (きょしゅ)	委員会の採決では、本会議とは異なり、通常、挙手で採決をしています。
起立 (きりつ)	本会議における表決の方法は、起立を原則としています。この他、異議がないことを諮る簡易な表決方法をとる場合もあります。
議了 (ぎりょう)	会議に付された事件を審議し議決を終えることです。
継続 (けいぞく)	議会は会期ごとに独立し、会期中に議決に至らなかった事件は消滅して、後会に継続しません。例外として、委員会における議会閉会中の継続審査があります。
決議 (けつぎ)	機関としての議会が行う意思決定です。その多くは、政治・行政に関わる課題に対する議会の意思の表明です。

さ 行	
用 語	解 説
採決 (さいけつ)	議長や委員長が本会議や委員会で議員の賛否の意思表示をを求めることをいいます。本会議の場合は、原則として起立採決によりますが、起立させずに異議の有無を確認する簡易採決のほか、無記名投票や記名投票による採決があります。
裁決 (さいけつ)	出席議員の過半数により決する事件について、可否同数の場合に、議長や委員長が可否を決することをいいます。
採択・不採択 (さいたく・ふさいたく)	議決のうち、請願、陳情について、これを肯定する議会の意思決定を「採択」、否定する意思決定を「不採択」といいます。
散会 (さんかい)	その日の議事日程に記載された事件のすべてを議了し、その日の会議を閉じることです。

<p><b>質疑</b> (しつぎ)</p>	<p>議案等に関し、討論、採決の前に、賛否又は修正等の態度決定が可能となるよう、不明確な点をただすことをいいます。</p>
<p><b>執行部</b> (しっこうぶ)</p>	<p>市長、行政委員会（教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会など）、行政委員（監査委員）など、行政の仕事を行う機関のことです。</p>
<p><b>質問通告書</b> (しつもんつうこくしょ)</p>	<p>質問する事項を、あらかじめ議長に告知知らせる文書のことをいいます。</p>
<p><b>指名推選</b> (しめいすいせん)</p>	<p>法律又は政令により地方議会で挙行する選挙について、投票によらず、あらかじめ指名者を定め、その者が指名するものを当選者とする方法のことをいいます。</p>
<p><b>上程</b> (じょうてい)</p>	<p>本会議で議題として取り扱うことを「上程」といいます。議題とするためには、議事日程に従って、議長が当該案件を議題とする旨宣告することが必要です。</p>
<p><b>承認・不承認</b> (しょうにん・ふしょうにん)</p>	<p>議決のうち、専決処分承認議案について可とするのが「承認」、否とするのが「不承認」です。</p>
<p><b>常任委員会</b> (じょうにんいんかい)</p>	<p>議会の内部機関で、付託を受けた議案などの審査や市の事務に関する調査をそれぞれ分担して詳細に行います。三沢市議会では条例で、総務文教、産業建設、民生の3常任委員会を設置しています。</p>
<p><b>条例</b> (じょうれい)</p>	<p>地方公共団体が自治立法権に基づいて定める自主法のことです。条例の制定・改廃は原則として議会の議決により成立し、長の公布により効力が生じます。条例案の議会への提案権は、長・議員の双方が有しています。</p>
<p><b>審議</b> (しんぎ)</p>	<p>本会議の付議事件について、説明を聴き、質疑し、討論をし、表決するといった一連の過程のことをいいます。</p>
<p><b>審査</b> (しんさ)</p>	<p>委員会において、付託を受けた議案、請願等を論議し、結論を出す過程のことをいいます。</p>
<p><b>人事案件</b> (じんじあんけん)</p>	<p>市長が、副市長や監査委員等を選任または任命するにあたり、議会の同意を得るために提出する人事同意議案をいいます。</p>

<p><b>請願</b> (せいがん)</p>	<p>国民をはじめ広く人々が、国や地方公共団体に意見や要望を述べることをいいます。市議会に請願する場合は、1名以上の市議会議員の紹介が必要となりますが、提出された請願書は常任委員会などで審査した上で、本会議で採択か不採択かを決定し、その結果を請願者に通知します。</p>
<p><b>全員協議会</b> (ぜんいんきょうぎかい)</p>	<p>全員協議会は、議員全員で行うものですが、正規の議会の会議ではなく、審議能力、決定能力など議会としての能力は認められていません。執行機関からの報告や説明等の場として開かれています。</p>
<p><b>先議</b> (せんぎ)</p>	<p>通常、議案は予定された採決日や閉会日に議決しますが、その日を待たずに会期の途中で議決することをいいます。</p>
<p><b>専決処分</b> (せんけつしよぶん)</p>	<p>本議会の議決を経なければならない案件について、地方自治法の定めにより議会の議決・決定を受けずに地方自治体の長自らが処理することをいいます。主に議会が開催（招集）されるまでの時間的余裕が無い場合や議会の議決により指定された案件について専決処分が行われます。</p>

た 行	
用 語	解 説
<p><b>多数</b> (たすう)</p>	<p>議会の議決は、出席議員の過半数をもって「多数」とし決するのが原則です。起立による表決の場合は、議長が起立者の多少を認定します。</p>
<p><b>陳情</b> (ちんじょう)</p>	<p>特定の事項について利害関係のあるものが、議会などに実情を訴え、処置を要望する行為のことで、請願と異なり議員の紹介を必要としません。陳情は議長において処理し、全議員に配布しています。</p>
<p><b>追加議案</b> (ついかぎあん)</p>	<p>議案は通例、開会日に提出、上程されますが、その後、会期中に追加して提出、上程される議案のことです。</p>
<p><b>提案説明</b> (ていあんせつめい)</p>	<p>上程議案を審議するにあたり、まず、本会議で、提出者から提出の理由やその内容について説明を聞き、質疑を行うことを原則としています。市長提出の議案は市長が、議員提出の議案は提出議員が説明を行います。</p>

<p style="text-align: center;"><b>定足数</b> (ていそくすう)</p>	<p>議会において、有効に議題を審議し、決定するために必要とされる出席者の数のことをいいます。地方自治法において、議会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができないとされています。</p>
<p style="text-align: center;"><b>定例会</b> (ていれいかい)</p>	<p>付議事件の有無にかかわらず、定期的に招集される議会のことをいいます。三沢市議会では、年4回開くことを条例で定めています。また、定例会のほかに、臨時の必要がある場合に随時招集され、付議事件として告示したものに限り審議できる議会を『臨時会』といいます。なお、招集は市長が行いますが、会期や日程は議会が決めることとなっています。</p>
<p style="text-align: center;"><b>同意・不同意</b> (どうい・ふどうい)</p>	<p>議決のうち、人事案件（人事同意議案）について可とするのが「同意」、否とするのが「不同意」です。</p>
<p style="text-align: center;"><b>動議</b> (どうぎ)</p>	<p>主に会議の進行又は手続きに関し、議員から議会に対して又は委員から委員会に対してなされる提議のことをいいます。法令に違反しない限り、いかなる種類・内容のものでも提出することができるのが特徴で、議会の議決を得る事件となります。なお、原案に対する修正の提議を行うための動議は、修正動議と呼ばれ、通常動議が随時口頭で行われるのに対し、修正動議は原案に対する修正提案ということから、正確を期すために案を備え、文書で議長に提出することとなっています。</p>
<p style="text-align: center;"><b>当局</b> (とうきょく)</p>	<p>市行政上の任務・責任を負う執行機関のことです。</p>
<p style="text-align: center;"><b>答弁</b> (とうべん)</p>	<p>本会議、委員会などで、議員の質疑、質問に対して市長や教育長、関係部長などが回答や説明などを行うことをいいます。</p>
<p style="text-align: center;"><b>討論</b> (とうろん)</p>	<p>採決の前に、議員はその案件に対して、賛成か反対かの自己の意見を表明することができます。自己の意見に反対の議員や賛否の意思を決めかねている議員に対し、自己の意見に賛同するよう理由を述べます。</p>
<p style="text-align: center;"><b>特別委員会</b> (とくべついいんかい)</p>	<p>常任委員会のほかに、特定の事件を審査・調査するために設置する委員会です。議決により設置されます。</p>

な 行	
用 語	解 説
認定・不認定 (にんてい・ふにんてい)	議決のうち、決算認定議案について可とするのが「認定」、否とするのが「不認定」です。

は 行	
用 語	解 説
諮る (はかる)	議事進行のうえで、議長が、ある事柄に対して、議員の異議の有無を問う場合等に、よく使われる慣例的な表現のひとつです。
発言 (はつげん)	議会の会議における発言は、提案説明、質疑、質問、討論、動議、委員長報告など様々です。本会議では、いずれも議長の許可が必要です。
発言通告 (はつげんつうこく)	本会議において発言しようとする者は、原則として、あらかじめ議長に発言通告書を提出します。質疑、質問については要旨などを、討論については、賛成・反対の別を記載した通告書の提出が必要です。
表決 (ひょうけつ)	本会議で議会の意思を決定するため、議長の要求に応じて、出席議員が賛成または反対の意思を表明することをいいます。 「採決」は議長が表決をとる行為のことです。委員会の場合は、委員会の意思を決定するため、委員長の要求に応じて、出席委員が賛成または反対の意思を表明することをいいます。
付議 (ふぎ)	案件（事件）を議会の審議に付すことです。臨時会の場合は、あらかじめ市長が付議すべき事件を告示することが必要です。
付託 (ふたく)	本会議での質疑が終了した後、さらに詳しく検討を加えるため、所管の常任委員会、議会運営委員会または特別委員会に審査を託すことです。
閉会 (へいかい)	定例会や臨時会の議会を閉じることです。



<p><b>閉会中の継続審査</b> (へいかいちゅうの けいぞくしんさ)</p>	<p>会議に付された案件を会期中に議了できず、閉会中当該事件を付託された委員会が継続して審査・調査を行うことです。これには議決が必要です。</p>
<p><b>傍聴規則</b> (ぼうちょうきそく)</p>	<p>本会議の傍聴に関し、手続、傍聴人の守らなければならない事項などを定めた規則です。</p>
<p><b>傍聴席</b> (ぼうちょうせき)</p>	<p>一般席と記者席に分かれており、本会議における一般席の定員は50人です。</p>
<p><b>本会議</b> (ほんかいぎ)</p>	<p>定例会や臨時会において、議員全員で構成する会議のことをいいます。本会議では、議案などの審議や、市議会としての最終意思の決定（議決）などを行います。</p>

ら 行	
用 語	解 説
<p><b>臨時会</b> (りんじかい)</p>	<p>定例会以外に必要があるとき、特定の事件に限り審議するために招集される議会です。</p>
<p><b>臨時議長</b> (りんじぎちょう)</p>	<p>一般選挙後の最初の議会など、議長の職務を行う者がいないときに、議長が選挙されるまでの間、当日議場に出席している議員のうち、最年長者が臨時に議長の職務を行います。</p>